

令和3年9月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

令和3年9月9日（木） 午後2時00分

2 出席委員

新 倉	聡	教育長
荒 川	由美子	委 員（教育長職務代理者）
澤 田	真 弓	委 員
川 邊	幹 男	委 員
元 木	誠	委 員

3 出席説明員

教育総務部長	佐々木 暢 行
教育総務部総務課長	杉 本 道 也
教育総務部教育政策課長	古 谷 久 乃
教育総務部生涯学習課長	高 橋 直 人
教育総務部教職員課長	平 石 拓
教育総務部学校管理課長	二 見 裕
学校教育部長	米 持 正 伸
学校教育部支援教育課長	富 澤 真由美
学校教育部保健体育課長	鈴 木 史 洋
学校教育部学校食育課長	山 田 智 子
学校教育部教育情報担当課長	飯 田 達 也
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	柳 井 栄 美
美術館運営課長	岡 本 剛 彦
教育研究所長	阿 部 優 子

4 傍聴人 3名

５ 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に元木委員を指名した。

○ 教育長報告

(新倉教育長)

それでは、８月定例会から本日までの間の所管事項について、報告をさせていただきます。

お手元の教育長報告資料をご覧くださいと思います。

市議会関係としては、８月30日に９月定例会が開会されまして、９月２日に教育福祉常任委員会が開催され、補正予算等のご審議をいただいているところであります。今後、１０月５日までが９月定例会本会議の会期となっているところであります。

次に、社会施設等の展示等の状況でございますけれども、ご承知のように、８月23日からステージ２という形になりまして、市施設等が閉館という動きになっております。様々な企画を検討しているはずだったんですけれども、残念ながら現在は休館中の状況でございます。

私からの報告は以上でございますが、ただいまの内容について、ご質問がございましたらお願いをいたします。

(質問なし)

日程第１ 議案第41号『令和４年度横須賀市立大楠幼稚園の園児募集要項制定について』

教育長 議題とすることを宣言

(学校教育部長)

それでは、議案第41号『令和４年度横須賀市立大楠幼稚園の園児募集要項制定について』、ご説明いたします。

本議案は、市立大楠幼稚園の令和４年度の園児募集について定めるものです。

なお、市立諏訪幼稚園については、令和３年度をもって廃園となりますので、昨年度に続き令和４年度の園児募集も行わないこととなります。

それでは、要項の内容についてご説明いたします。

2 ページ目と 3 ページ目、令和 4 年度横須賀市立大楠幼稚園募集要項をご覧ください。

まず、1、志願資格ですが、平成29年 4 月 2 日から平成30年 4 月 1 日までに生まれた方、そして通園が可能な方になります。

2、募集人数は、4 歳児35名です。

次に、3、志願手続についてですが、令和 3 年11月 1 日月曜日から、同年11月 8 日月曜日まで、午前 9 時から午後 4 時までの間に、4 ページ目に添付させていただいている入学志願票を市立大楠幼稚園で受け付けます。

次に、2 ページ、4、入園の選考・入園決定者の発表についてですが、令和 3 年11月 9 日火曜日、午後 2 時30分から市立大楠幼稚園で全体説明の後、応募者が募集人数を超えた場合には、市内在住者を優先した抽選を行い、入園決定者の発表を行います。

次に、5、入園説明会・面接についてですが、入園決定者に対しては、入園説明会を行った後、お子さんの状況などを確認するための面接を行います。

次に、6、入園受入準備費・保育料についてです。市立学校の授業料等に関する条例第 1 条 2 項に、入園受入準備費として8,000円を納入していただくこととしています。保育料については、令和元年10月から実施された幼児教育の無償化により、市立幼稚園については全ての園児の保育料が無料となります。

以上で、議案第41号『令和 4 年度横須賀市立大楠幼稚園の園児募集要項制定について』の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(川邊委員)

3 の入園の選考のところなのですから、オのところで、募集人数に満たない場合は抽選は行わずとありますが、そうすると全員入園許可するということでしょうか。

(学校教育部長)

募集人数に満たない場合は、全員入園できるということでございます。

(川邊委員)

その場合、例えば、特別支援が必要なようなお子さんがいた場合も、許可するということと考えていいのでしょうか。

(学校教育部長)

はい、そのとおりでございます。

その後の面接等で、十分対応のほうを聞き取りながら進めてまいります。

(新倉教育長)

私から確認です。

3 ページの 7 にありますように、平成27年の教育委員会定例会で、市立幼稚園については廃園することが既に決定しているということによろしいのですね。それで大楠幼稚園の廃園の時期は未定ということで、今回、募集をかけているのですけれども、この数年、定員35名というものが充足しているのでしょうか、。

(学校教育部長)

これまでの記録によりますと、平成21年度以降の記録があるのですけれども、そこから全て35名には達していないという記録がございます。

(新倉教育長)

定員を35名のままにしておくのですか、それとも定員を減らすということを考えるのか、それとも、諏訪幼稚園のときだったかと思いますが、何名が何年以上続いたらという条件だとかというのが、大楠幼稚園にはあるのですか。

(学校教育部長)

申し訳ありません、大楠幼稚園に何名まで減ったら廃園にするという規定があったかどうか、定かではないのですけれども、このたび、今年度をもって諏訪幼稚園が廃園になります。そうしますと、今まで市立幼稚園、2 園あったものが 1 園になるということ、そうしますと、その大楠幼稚園 1 園のほうに今後どれくらいの園児の応募があるかということを、少し見極めなければならないというふうに考えていまして、定員のほうはまだ35人のままで据え置いているということです。

今後、1 園になったときに、どれぐらいの方が応募してくるかというところも勘案しながら、今後の定員については、減らしていくことも検討していくということは考えていきたいというふうには考えています。

(澤田委員)

関連して、平成21年度から定員35名に満たないとのことですが、毎年度、大体どのくらい的人数を受け入れているのでしょうか。

(学校教育部長)

現在、大楠幼稚園のほうは、4 歳児が16名、5 歳児が16名という規模です。35

名に対して16、16ということです。これが数年前から大体同じぐらいの人数で推移していたというふうに考えられています。

すみません、平成21年度ぐらいの時点では、4歳児は25人というふうに入っておりますので。申し訳ありません。逆でした。

平成21年度時点では、4歳児18人、それが平成22年度は24人で、ずっと見ていきますと、最大、平成25年度で35人という、いっぱいいっぱいのあるときがありました。そこからさらに少し年度が進んで、平成29年、平成30年あたりになりますと、22人まで、10人ぐらい減少していると。

(新倉教育長)

直近の受験者とか入学者は何名なのかという、もう少し具体的なお質問かと思いますが。

(学校教育部長)

直近は16人ということになります。それが昨年度、それから一昨年度も16人という数字になっております。

(澤田委員)

そうしますと、抽選なしで、申込者全員受け入れという状況が続いているということですね。

(学校教育部長)

はい、そのとおりです。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第41号は「総員挙手」をもって原案どおり可決・確定する。

日程第2 議案第42号『令和4年度横須賀市立ろう学校幼稚部及び高等部普通科の幼児及び生徒募集要項制定について』

教育長 議題とすることを宣言

(支援教育課長)

議案第42号『令和4年度横須賀市立ろう学校幼稚部及び高等部普通科の幼児及び生徒募集要項制定について』、ご説明いたします。

本議案は、ろう学校幼稚部及び高等部普通科の令和４年度の幼児及び生徒の募集について定めるものであります。

２ページをご覧ください。

幼稚部、１、志願の資格。幼稚部の志願の資格ですが、記載の（１）から（３）の全てに該当する方が対象になります。

２、募集人数。募集人数は、幼稚部１年、年少の方８名です。

３、志願手続。募集期間は、令和４年１月７日金曜日から同月１３日木曜日までの午前９時から午後４時までとなっています。志願者は、必ず事前に学校見学及び教育相談を受けていただきます。提出書類は、入学志願票です。

４、面接日時等。面接等についてですが、日時は、令和４年２月４日金曜日です。選抜内容については、本人の行動観察と保護者面接であり、入学決定者の発表は、その場で保護者に直接お伝えします。

新入学保護者説明会を令和４年２月１０日木曜日の午前１０時から行います。

次に、高等部普通科。１、志願の資格は、記載の（１）から（３）の全てに該当する方が対象になります。

２、募集人数。募集人数は、高等部１年、８名です。

次に、３ページをご覧ください。

３、志願手続。募集期間は、幼稚部と同様令和４年１月７日金曜日から同月１３日木曜日までの午前９時から午後４時までとなっており、志願者は、必ず事前に学校見学及び教育相談を受けていただきます。提出書類は、神奈川県公立高等学校入学願書（全日制の課程）及び調査書、面接シートです。

学力検査及び面接についてですが、日時は、令和４年１月２１日金曜日の午前８時３０分からになります。選抜の方法は、学力検査と本人及び保護者との面接で、６の学力検査は、教科及び時間割の記載のとおり行います。

なお、表の下部にあるただし書、「受験Ⅰ：聴覚障害の他にも障害を併せ有する方」の部分は、以前は重複障害の方と表記していましたが、一般の方に分かりやすいよう配慮し、昨年度から表記を改めました。

続きまして、合格者の発表と入学手続ですが、令和４年１月２８日金曜日の午後１時にろう学校の事務室にて通知を手渡しいたします。その後、令和４年２月４日金曜日の午後４時までに所定の手続をしていただきます。

新入学保護者説明会は、令和４年２月１０日木曜日、午前１０時からです。

問合せ先は、記載のとおり、ろう学校です。

幼稚部及び高等部の新１年生の入学とは別に、他学年について入学を希望する者が生じた場合には、幼稚部は学校見学及び教育相談、高等部は学校見学及び教育相談、学力検査を実施した上で受け入れることとなります。

以上で、議案第４２号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ます。

(荒川委員)

幼稚部も高等部も事前に、志願手続をする前に、必ず学校見学及び教育相談を受けてくださいということなのですから、この期間といいますのは、募集期間よりも前に、例えば、学校にお電話をして双方が都合のいい時間に行うという、そのような感じでよろしいのでしょうか。

(支援教育課長)

荒川委員のご指摘のとおり、この募集期間の前に学校のほうにお問合せをいただき、学校見学と教育相談を行っております。

幼稚部のほうは、その前のひよこ教室という教育相談がございまして、そちらのほうに通園していらっしゃる方、幼児教育として通園していらっしゃる方がいますので、こちらと併せて行っております。

また、高等部のほうは、そのままの学内からの進学というところでは、保護者も事前にもう一度、高等部の進学についての意思の確認等を行っております。

また、外部の方からにつきましては、中学校と、それからろう学校、学校間でも日程調整をし、保護者にお伝えしてからこちらの教育相談を実施しております。

(元木委員)

幼稚部と高等部、共に募集人数が8名となっておりますが、過去にこの募集人数を超えた応募があったかどうか教えてください。

(支援教育課長)

募集人数につきましては、8名となっておりますが、過去においてこの人数を超えたことはございませんでした。

(元木委員)

もう一点、質問させてください。

高等部の学力検査教科及び時間割にあるとおり、「聴覚障害の他にも障害を併せ有する方」の受験について配慮されておりますが、この受験Ⅰで受験されたことがある過去の事例等ございましたら、教えていただければと思います。どのぐらいの人数がこれを受けて、実際に受け入れた場合、どのぐらいの対応が可能なのかというところを教えていただければと思います。

(支援教育課長)

大変申し訳ございません。こちらの受験Ⅰについて、受験した人数につきましては、ただいま手持ちの資料がございませんので、改めてご説明いたします。

また、こちらの内容ですが、お子さんの障害の状況に合わせ、個別に試験問題を作成して、独自に行っております。

(新倉教育長)

今、元木委員からのご質問の趣旨というのは、定員8名というふうに設定していますけれども、この近年の具体的な受験者数はどのくらいなのかというの、多分気になっているんだと思うのですが、その辺をちょっとお教えいただければと思います。

(支援教育課長)

まず、幼稚部のほうですが、過去3年間につきましては、令和元年度は志願者数2名、2名とも受入れが可能になっております。令和2年度は1名、令和3年度につきましてはゼロということで、志願者はございませんでした。

高等部につきましては、令和元年度、お一人、令和2年度は2名、令和3年度は1名でございます。

(新倉教育長)

その上で1点確認をさせていただきます。

幼稚部の場合に、昨年0ということは、令和4年度も0だと、幼稚部の生徒は0になってしまうということでしょうか。2年だと思ふんです。

(支援教育課長)

昨年度0ということで、次に、年少さんが0名でしたので、令和4年度については、年長が1名、年中が0、年少は今回募集するお子さんという形になります。

(新倉教育長)

3年保育ということですか。

(支援教育課長)

はい。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第42号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（１）『新型コロナウイルス感染症にかかる市立学校等の対応について』

（保健体育課長）

『新型コロナウイルス感染症にかかる市立学校等の対応について』、報告いたします。

資料をご覧ください。

初めに、教育委員会の対応についてです。

９月６日月曜日以降の教育活動については、資料の１、（１）に記載したとおりです。児童・生徒の学習保障や発達・成長の場を確保する観点から、引き続き感染防止対策を徹底しながら教育活動を行うことができるよう、学校を支援してまいります。

次に、市立学校の感染症対策についてご報告します。

（２）をご覧ください。

学校教育活動における感染予防、蔓延防止対策等について、緊急事態宣言に係る対応強化を踏まえ、「横須賀市立学校の教育活動における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（2021年８月30日版）」を新たに通知し、対策を徹底するよう依頼しました。

従前の内容との比較は、資料１ページ下段から２ページにかけて記載したとおりです。

特に、緊急事態宣言の期間中はリスクの高い教育活動は避けるよう、市立学校に依頼しています。

最後に、市立学校における感染者の発生状況についてご報告します。

資料２ページ、下段の２をご覧ください。

記載のとおり、８月の１か月間の感染者数は、７月のおよそ５倍に当たります。児童・生徒の陽性者では、感染経路は家庭内感染が最も多く見受けられましたが、学童クラブやスポーツ活動等、家庭や学校外での接触によるものも確認されています。

感染者が確認された場合、学校への影響を最小限に食い止めるため、保護者には、同居家族や児童・生徒本人の陽性が判明した時点で速やかに学校へ連絡することを改めてお願いするとともに、教育委員会と学校との連携を密にして対応してまいります。

以上で報告を終わります。

(質問なし)

報告事項（２）『社会環境の変化に応じた社会教育施設の在り方について』

(教育政策課長)

教育政策課から、『社会環境の変化に応じた社会教育施設の在り方について』、ご説明いたします。

社会教育施設の在り方については、先月８月定例会において、教育委員会事務局としての方向性案をご報告させていただきました。委員の皆様からは、横須賀美術館を市長部局に移管した後も教育委員会の意見は反映されるのか、教育機能が薄れないようにするための対応策が非常に重要である、専門性を生かした形で運営していただきたいといったご質問、ご意見をいただきました。

いただいたご意見を踏まえまして、来月、10月に予定している総合教育会議において市長に回答する内容の案をまとめましたので、ご報告いたします。

資料をご覧ください。

まず、社会教育施設を取り巻く状況についてですが、「人生100年時代」と言われている今、全ての人が生涯を通じて学び続け、知的好奇心にあふれた心豊かな生活を送ることができる社会が求められており、図書館、博物館、美術館などの社会教育施設には、従来の教育的な役割に加え、市民生活のあらゆる場面における新たな役割が期待される時代となっています。

また、本市では、観光を新たな産業の大きな柱として成長させることで地域活性化につなげるという考えから、オール横須賀で様々な取り組みが展開されており、横須賀が持つ歴史や文化、海や自然など、全国に誇ることができるポテンシャルの活用と発信は、ますます重要になっています。

そうした中、令和元年６月、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第９次地方分権一括法）」が公布・施行され、公立の社会教育施設の設置、管理及び廃止に関する事務について、まちづくり、観光など他の分野との一体的な取組の推進等のために地方公共団体がより効果的と判断する場合には、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、条例により教育委員会から市長部局へ移管することが可能となっています。

このような状況の中、本年１月21日に開催された横須賀市総合教育会議において、市長から、社会教育施設は、一義的には教育委員会が所管するものの、人

の一生に関わる全ての場面、すなわち行政においては、市の様々な施策と絡めながら、また、時には官民の垣根を越えて、企業の取り組みと連動させたりしながら、市民の皆さんの人生に寄り添い、学習機会を提供していくことがむしろ自然ではないかと強く感じているとして、教育委員会に対し、社会環境の変化に応じた社会教育施設の在り方について、検討の投げかけがされました。

(1) 検討の経過に記載のとおり、これまで教育委員会内での検討、社会教育委員へのヒアリング、市長部局との協議を重ねてまいりました。特に社会教育委員とのヒアリングでは、2ページの(2)、ウに記載のとおり、市長部局への移管について懸念することや移管に対する助言など、様々な視点からご意見をいただきました。

4ページをお開きください。

これらを踏まえた今後の社会教育施設の在り方についての教育委員会としての考え方は、次のとおりです。

まず、基本的な認識ですが、変化が激しく、多様化する現代社会の中において、市民に学習機会を提供し、社会の様々な課題についての学びや社会的な意識、価値観の醸成につなげていくことは、社会教育の役割として重要であり、それこそが社会教育のアイデンティティー(社会教育とは何であるかということ)であると考えます。

学校教育の中だけで社会的な意識や価値観を全て学ぶことには限界があり、様々な世代を超えた交流機会、帰属意識の異なる他者同士が学び合う機会を柔軟かつ様々な形態で意識的に設けていくためには、社会教育が有効です。

一方で、社会教育の範疇だけでは、現代的課題や地域的課題の解決につなげるのが難しい時代になっています。教育委員会以外の様々な部局、機関、団体、市民との連携なしには解決できません。市民の社会参加への意識や社会的な問題への関心を高めるという点にまず力点を置くべきですが、それをより発展させ、社会教育以外の領域との連携により、様々な課題解決や学習機会の活用に展開させていくことが不可欠となっています。

また、社会教育施設には、教育を目的とする役割だけでなく、県外や市外に向けての観光面での役割や地域コミュニティの役割など、様々な市民ニーズの中でより一層大きな役割を期待されています。特に観光面での新たな期待に対しては、様々な関係機関と連携を図り、その振興を図っていくことが必要となります。

このような社会教育に関する現状認識、課題認識は教育委員会、社会教育委員が共有していますが、これは、社会環境の変化にいかに対応していくかという点において、総合教育会議で述べられた市長の考えとも一致していると考えられます。

以上のような基本的な認識の下、本市の社会教育施設について、時代の変化に合わせ、進化させるためにはどうあるべきかを検討した結果、観光など他の行政分野との一体的な取り組みを推進することがまちづくりを進める上でより効果的だと判断する場合には、市長部局へ移管すべきであるとの考えに至りました。

移管の対象施設としては、横須賀美術館を考えています。横須賀美術館は、观音崎という風光明媚な環境に立地し、アートを活用したまちづくりの中で大変重要なポテンシャルを持っています。横須賀美術館の価値を高め、市民の愛着や誇りを向上させるとともに、新たな利用者を開拓していくことは、本市のまちづくり・観光に寄与し、また、教育機関としての機能の充実につながると考えられます。

そのためには、市の様々な施策と連動させた事業展開を得意とする市長部局による運営が望ましいため、美術館の設置、管理及び廃止に関する事務を市長部局に移管したいと考えます。

その他の社会教育施設については、現在抱える課題解決を図った上で、今後、まちづくりや観光など他の行政分野と一体的に取組を推進することが効果的だと判断される場合には、移管を検討することとします。

美術館の移管についてですが、移管の時期は令和4年4月1日とし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条（職務権限の特例）に基づき、条例の定めるところにより、美術館の設置、管理及び廃止に関する事務を市長に移管することが適当と考えます。

移管する美術館の設置、管理及び廃止に関する事務の概要は、表のとおりです。

6ページをお開きください。

事務の移管に伴い留意が必要な事項についてです。

市長部局に移管した場合であっても、横須賀美術館が社会教育法、博物館法等に基づく社会教育施設であることに変わりはなく、社会教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保、学校教育との連携等に留意し、社会教育が適切に実施されることが重要です。

教育委員会における検討及び社会教育委員とのヒアリングの中では、移管による横須賀美術館の教育機関としての機能低下を懸念する意見がありました。移管に当たっては、以下の措置を講じた上で教育委員会と緊密な連携を取り、社会教育の適切な実施が確保される必要があります。

そのため、教育機能を低下させないための対応策として、1、博物館法に基づく登録博物館の位置付けとする。2、美術館の管理運営に関する規則を制定する際は、教育委員会と協議する。3、教育活動と密接な関連を有するものの実施に当たっては、あらかじめ教育委員会の意見を聴く。4、教育委員会は、美術館の事務について市長に意見を述べるができるという法律の規定によるものに

加え、5、社会教育委員会議における事業報告を継続する。6、美術館運営評価委員会での事業計画の報告及び評価を継続する。7、総合教育会議を活用する。8、教育振興基本計画に美術館に関する施策を位置付けるという独自の対応策を取ることで、社会教育の適切な実施を確保してまいります。

7ページ以降には参考資料として関係法令、10ページには社会教育施設の所管に関する他都市の状況及び11ページ以降に美術館運営課の所掌事務を掲載していますので、後ほどご参照ください。

以上が、社会環境の変化に応じた社会教育施設の在り方について、10月の総合教育会議において市長に回答する内容案となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

（元木委員）

教育機能を低下させないための対応策の（6）についてですが、美術館運営評価委員会の委員は、今まで教育委員会のほうで委嘱しておりましたが、もしこちらが市長部局に移管した場合はどこで委嘱するのか、教えていただきたいと思っています。

（教育政策課長）

こちらの美術館運営評価委員会は、条例で設置をされております。現在は、教育委員会の所掌となっておりますけれども、これは移管に伴いまして、市長部局のほうに所掌が変わることになります。

（元木委員）

ということは、今までとまた違った形での委嘱になるかと思うのですが、事業計画の報告及び評価を継続するということで、事業計画自体は、この評価委員会で決めていると思うのですが、この事業計画そのものが市長部局のほうで決定する形になってしまうので、教育委員会としての意向等をここに反映されるかどうかということが心配なのですが、そこはいかがでしょうか。

（教育政策課長）

教育委員会としての意見をどのような形で述べていくかということについて、具体的にという話につきましては、またこれから検討することになるのですが、現に、社会教育委員会議においては、事業報告を毎年度、社会教育施設について行っていますので、そういったことについても検討していくというふうにしたいと考えております。

(元木委員)

市長部局に移っても、教育委員会からの意見が、特に評価に反映されるような形にしていいただければと思っております。よろしくお願いします。

(川邊委員)

5 ページのところで、③の移管する事務の概要というものがございしますが、これを見ると事務的なことだけではなくて、例えば美術館の、単に事務的なことではなくて、いろいろ催物とかにも関係すると思うのですけれども、それらのことも全て市長部局に移ると考えてよろしいのでしょうか。

(教育政策課長)

美術館に関する事務については、全て市長部局のほうへ移管する形になります。

(川邊委員)

事務的なことでなく、例えば展覧会、講演会等、そういった様々な催物の計画とかそういうものも事務的なことと考えてよろしいわけですね。

(教育政策課長)

はい、企画展示等の事業も全て移管することになります。

(川邊委員)

すると、今、学芸員みたいな方もいらっしゃると思うのですけれども、その方たちも市長部局に入ることですか。

(教育政策課長)

今、美術館に所属している職員につきましても、市長部局のほうに、今回、組織改正を行った上で異動することになります。

(荒川委員)

質問ではないのですけれども、10ページに、社会教育施設の所管に関する他都市の状況についてということが出ているのですけれども、きっと他都市の様子などの情報を得ていらっしゃると思いますが、やはりいいところ、それから課題となるような点など、情報を集められていれば、やはりそういうことも今後、横須賀市が移管して行っていくことについて参考になると思いますので、もう少し、課題であるとか、よかった点とか、情報を集めていただけたらと思っていま

すので、どうぞよろしくお願いいたします。

(教育政策課長)

ありがとうございます。

既に全国では、公立博物館については、3割ほどの施設が市長部局のほうが所管する形になっております。先進事例がたくさんございますので、今後、そういったところの情報収集についても行った上で、より良い運営となるように検討したいと思います。ありがとうございます。

(新倉教育長)

それでは、当該報告につきましては、この後、10月に総合教育会議で検討したいと思いますのでよろしくお願いします。

報告事項（３）『次期横須賀市教育振興基本計画の策定について』

(教育政策課長)

『次期横須賀市教育振興基本計画の策定について』、ご説明いたします。

資料の１ページをご覧ください。

次期横須賀市教育振興基本計画の策定につきましては、５月の定例会において計画の策定方針及び昨年度より実施した教育アンケート結果の概要についてご報告いたしましたが、その後の検討結果についてご説明いたします。

計画策定に当たっては、学識経験者、公募市民、保護者、学校関係者で組織する横須賀市教育振興基本計画策定検討委員会に意見聴取することとしており、これまで３回の検討委員会会議と会議での議論充実、それから効率化を図るための作業部会を２回開催しております。

５月６日に開催した第１回検討委員会では、策定方針、現状と課題、計画策定に向けてのアンケートの実施など、令和２年度の取組についてご説明し、計画策定の内容や背景等について、検討委員と共有いたしました。

５月２３日には教育フォーラムを開催し、本市の目指す子ども像、目指す教育の姿について、市民の皆様に意見交換をしていただきました。教育委員の皆様にもご出席いただきまして、ありがとうございました。

７月１日に開催しました第２回検討委員会では、教育フォーラムでのご意見を報告するとともに、未来の横須賀の教育に対する各委員の思いをお伺いし、計画で定める目指す姿についてご意見をいただきました。

これら教育フォーラムや検討委員会でのご意見を踏まえ、事務局において、目

指す姿や方針・柱・施策の体系の案をまとめ、昨日、9月8日に開催した第3回検討委員会において、さらに議論を行ったところです。

2ページをお開きください。

このページ以降は、昨日の検討委員会で事務局案として提示した資料と同じ内容になります。昨日の議論で何点か修正を要する箇所があると考えていますので、教育委員の皆様からのご意見も踏まえて、今後、計画素案としてまとめていきたいと考えております。

まず、次期計画における目指す姿の案についてです。

5月6日の第2回検討委員会では、委員の皆様から、未来の横須賀の教育に対する思いや大切にしたいことをお話いただきましたが、いただいた内容は大きく3つに分類されます。これは、教育フォーラムでの市民の皆様の思いともほぼ共通していたと考えています。

1つ目として、自立・自律、主体性、生涯学び続ける力といった言葉でまとめています。自分自身を強くしていく力、自分らしく生きること、自ら考え行動し学び続ける力を大事にしたいというご意見を多くいただきました。

2つ目として、多様性、協働性です。多様な価値観を大事にしたい、相手を思いやりお互いに助け合うことを大事にしたいというご意見を多くいただきました。

3ページをお開きください。

3つ目として、横須賀への思い(郷土愛)、大人になって横須賀に帰ってきて、貢献できる子に育ってほしい、横須賀の良さを世界に発信できる人間になってほしい、横須賀で働く大人たちの背中を見せる教育が必要といったご意見や、横須賀の誇るべき文化などの視点も入るとよいといったご意見もいただきました。

点線で囲ってある部分をご覧ください。こちらにつきましては、多様性を大事にする中で、地元愛が押しつけにならないように注意が必要ではないかといったご指摘があり、そこからさらに意見交換がされました。

その中で、やはり横須賀の教育をどうするかなので、自信を持ってしっかり発信すべきであり、ナショナリズムではなく、人として自然な愛情ということを共有した上で表現を工夫し、大切に扱いたい。押しつけにならないようにしたいが、なるべく地域の気持ちは込めたいといったご意見や、ご自身の体験から、時間をかけて、結果として横須賀を好きになり、子どもも横須賀を誇りに思っているという実感をお話いただくなど、活発な意見交換をしていただきました。

ここまでの、まず、検討委員それぞれの思いについてまとめた内容となります。

続いて、4ページをお開きください。

現在の教育振興基本計画では、横須賀の子ども像を目指す姿としていますが、次期計画において何を目指すかについては、子ども像よりも人間像、人づくりが

望ましいといったご意見を多くいただきました。学校教育だけでなく、大人になっても学び続ける、子どもも大人も学び合うということが人口減少社会を考えると大事であるというご議論でした。

また、目指す姿の構成については、シンプルなものがよいが、そこに込めた思いや背景の説明は大事であるという意見を多くいただきました。目指す姿を市民、学校、子どもたちに浸透させていくためにも、分かりやすさ、覚えやすさが重要である一方、シンプル過ぎても伝えたいことが伝わらないので、そこに込める思いはしっかり伝える必要がある。また、通り一遍のものにならないような工夫も必要であるという議論でした。

以上が、7月の第2回検討委員会でいただいたご意見です。

このように、教育フォーラム及び検討委員会において、様々な思いやご意見をいただきました。これらを踏まえ、昨日の第3回検討委員会で事務局が提示した目指す姿の案についてご説明いたします。

また、昨日の議論から、今後、修正を要すると思われる点についても、併せてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

次期横須賀市教育振興基本計画では、横須賀の教育の基本理念として、「私が好き あなたが好き 横須賀が好き」と誇れる人づくり、これを掲げたいと考えています。

基本理念に込めた思いをご説明いたします。

「私が好き」には、自分らしく生きることを大切に、自ら考え、行動し、自分で判断する力や、生涯自ら学び続け、自分を律する力を持った人になってほしいという思いを込めています。横須賀の教育は、自己肯定、自立・自律、主体性を大切にし、私が好きと誇れる人を育てます。これが、「私が好き」に込めた思いです。

「あなたが好き」には、相手への思いやりを大切に、違いを認め、受け入れる心を持ち、様々な価値観を持った人と力を合わせ、助け合える人になってほしいという思いを込めています。横須賀の教育は、他者理解、多様性、協働性を大切にし、あなたが好きと誇れる人を育てます。これが、「あなたが好き」に込めた思いです。

「横須賀が好き」には、生まれ育ち、学び、暮らす地元への愛情・愛着を大切に、地域の歴史や文化、人と人とのつながりを実感できる人になってほしい、そして、横須賀で活躍し、自信を持って横須賀の良さを発信できる人になってほしいという思いを込めています。横須賀の教育を通じ、誰もが自然に横須賀が好きと誇れる、そんな姿を目指しています。これが、「横須賀が好き」に込めた思いです。

このことについて、昨日の検討委員会での議論で、修正を検討することになった点の主な箇所をご報告いたします。

まず、「私が好き」、「あなたが好き」という基本理念そのものについては、シンプルで分かりやすい、親しみやすい、要点が押さえられているなど、おおむねご賛同いただき、大きな異論はありませんでした。

ただ、これを基本理念とするということについては、基本理念は、基となる考え方のことなので、人づくりということを掲げるのであれば、「横須賀の目指す教育の姿」としたほうが適当ではないかというご意見がありました。

また、「横須賀が好き」の囲みの中に郷土愛という言葉があります。これについては、自然な思いとして載せたものですが、昨日の検討委員会においては、押しつけと取られるのではないかというご意見もございました。

一方、横須賀の計画なので、この言葉はぜひ残してほしいというご意見や、郷土のよさを理解するということなので、郷土理解というような表現もできるのではないかというご意見もあり、今後、検討を加えてまいります。

次に、4 ページの下の基本理念に込めた思いについて、3 つ目の「横須賀が好き」というところで、2 行目に「横須賀で活躍し」という記載がございます。ここにつきましては、横須賀にこだわらずとも、世界で横須賀のよさを発信するのでもよいというご意見がありましたので、他の文章の表現も含めて、再度検討したいと考えています。

以上が、基本理念及びそこに込めた思いについてになります。

6 ページをご覧ください。

補足説明をさせていただきます。

「私が好き あなたが好き 横須賀が好き」という言葉は、市民の皆様に、未来の横須賀の教育について夢や理想を語っていただいた横須賀市教育フォーラムの中で出てきた言葉です。自己肯定・他者理解・郷土愛など、フォーラムの中で多くの方からいただいたキーワードを包括できるとともに、シンプルで覚えやすく、目指す姿を一言で表せる、浸透させやすい言葉だと考えています。

ただ、この「好き」という言葉を使うことについては、様々な意見がありました。自分を好きになれない困難な状況の人に対してつらい内容ではないか、多様な価値観を大切にするといいながら好き嫌いを押しつけることになるのではないかといったご意見です。

「好き」という言葉はシンプルで覚えやすい反面、丁寧な説明がないと意図しない伝わり方になってしまうため、基本理念に込めた思いの中に「好き」が意味する内容や、教育の中で大切にしたいことを表しています。

横須賀の教育に関わる人々がこの基本理念を共有し、それぞれの視点でそれぞれに合った取り組みを行っていくことにより、結果として誰もが自然に「私が

好き あなたが好き 横須賀が好き」と誇れる人になってほしいという思いを込めています。

この補足説明につきましては、作業部会において、先ほどの「私が好き」、「あなたが好き」という案について、込められた思いは、これまでの議論を踏まえていて理解はできるものの、表現として様々な受け取り方をされやすいので、議論の経過も含めて丁寧に説明する必要があるというご指摘を受けましたので、記載することといたしました。

中身に関しては、昨日の検討委員会での議論を踏まえて、さらに精査する必要があると考えています。

7ページをお開きください。

基本理念のイメージ図となります。

ただいまの補足説明に関する部分も含め、基本理念をイメージしやすいものとして作成しましたが、こちらも検討委員会において、「横須賀が好き」に帰結してしまうように見えるので、それぞれの要素が相互に関連することが分かるようにしたほうがよいというご意見をいただきました。今後、デザインを含め、再検討したいと考えています。

以上が、次期計画の目指す姿についてのご説明となります。

続いて、次期計画に位置づける方針・柱・施策の案についてご説明いたします。

8ページ、9ページをお開きください。

ただいまご説明いたしました基本理念を実現するため、「方針1 自立心と主体性のあるより良い社会の創り手を育てます」、「方針2 多様性を認め合う共生社会の担い手を育てます」、「方針3 生涯を通じた学びを支援します」、「方針4 持続可能で魅力ある教育環境を整えます」、この4つを教育振興基本計画の基本的な方針として定めたいと考えています。

そして、方針に基づき、8つの柱、23の施策、さらに具体的な事業と目標指標を定め、次期計画期間の取組を展開していきたいと考えています。

方針・柱・施策につきましても、検討委員会から様々なご意見をいただいておりますが、今後、目指す姿と併せてまとめてまいります。

最後に、今後のスケジュールをご説明いたします。

10ページをお開きください。

今後、昨日の検討委員会、そして本日の定例会でのご意見を踏まえ、計画素案をまとめてまいります。10月に予定しています総合教育会議では、これまでの検討経過を市長に報告し、意見交換したいと考えています。

11月の教育委員会定例会において、パブリック・コメント手続きにかかる計画素案を土台とし、12月の市議会報告を経て、12月から1月にかけて計画素案に対

するパブリック・コメント手続きによる意見募集を行います。そこでいただいた市民意見とそれに対する考え方をまとめた後、1月の総合教育会議において、基本理念と方針の部分を教育大綱とすることについて協議していただき、2月の教育委員会定例会において、計画を最終的にご議決いただくという流れになっています。

以上が、次期横須賀市教育振興基本計画の策定についてのご説明となります。検討段階のまさに途中経過のような報告で、大変恐縮ではございますが、ご忌憚のないご意見をお聞かせくださいますよう、よろしくお願いします。

なお、ご意見につきましては、後日、書面でお送りいただいても結構ですので、よろしくお願いいたします。

(川邊委員)

3ページの横須賀への思い(郷土愛)ですけれども、確かに郷土愛は非常に大事なことでいいと思うのですけれども、ここに書いてあるのは、どちらかというと横須賀を肯定的に見るようなことが多いのですけれども、本当に横須賀への思いを考えると、少し立ち止まって、横須賀の悪いところとか足りないところ等も少し考える必要があるかなと思いました。

(教育政策課長)

ありがとうございます。

もちろん、横須賀の良いところに気づく、良いところを知ることだけではなくて、今、ご指摘のあったように、横須賀の悪いところ、足りないところについても十分考えた上で、より良いまちづくり、より良い横須賀に向けて、いろいろなことを行っていく、また、発信していく、そういったことも含めての思いということになります。

(元木委員)

質問ということではないですが、意見を言わせていただきます。

「私が好き あなたが好き 横須賀が好き」という基本理念、こちらについては、私はとてもいい表現だと思っております。

次期の教育振興基本計画ということなのですが、現在の教育振興基本計画とのつながりというものが分かるような形で資料や補足資料を作っていただけるとありがたいと思っています。

現在の教育振興基本計画の各施策があるかと思うのですが、その施策が次期の計画にどのように反映されたかというか、問題点とか課題点とかあったと思うのですが、それが次期のものにどうやって引き継がれたかというところも含

めて、継続性というものが大事だと思いますので、それが分かるような形で施策を決めていただきたい。それに併せて、今後決めていく事業についても、今の計画の中でしっかりと取り組まれて、横須賀としての取組としては重点課題というわけでもなく、もう一般的な取組になったというような、成果がしっかり出たものもあると思います。逆に、その成果が出なかったものというのは、多分次期の計画の中にも盛り込まれていくものだと思いますので、そのつながりといいますか、その辺りが明確になるような形で資料を作成いただけるとありがたいと思います。よろしくお願いします。

(教育政策課長)

ありがとうございます。

点検評価を含めまして、これまでの取り組みについて振り返りを行っております。そのことを踏まえての次期計画になると思っております。例えば、目標指標と実績との乖離があるものについては、引き続きこれからも重点的に取り組んでいかなければならないものもございますし、既に目標に達したものについては、今後、見直しをしていかなければならないということもございますので、その継続性、今の計画の取組状況を踏まえた新たな計画となるようにつくっていききたいと思います。

(澤田委員)

質問ではありません。

私もこの「私が好き あなたが好き 横須賀が好き」というフレーズは気に入っています。やはりこの基本計画を啓発していく、周知していくということを考えますと、このようなキャッチフレーズは必要だと思います。

それともう一つ、昨日の検討委員会で、「横須賀で活躍し」にこだわらず、世界で横須賀のよさを発信することも考えられるという意見も出されたとのこと、私もそのように思いますので、そのような視点でまとめられればと思っています。

(新倉教育長)

私から1点だけ、少し確認をさせていただきます。8ページのところですけれども、方針、それから各施策があるのですけれども、昨今言われているGIGAスクールであるとかタブレット、あるいはオンライン教育といった環境の変化という部分は、それは、ある意味、教育環境を整えるというところに入ってくるのかと思うのですが、そういった、技術的な話だからここでは捉えないというふうに。何が言いたいかというと、この数年、GIGAスクールだとかタブレットの導入だと

かによる教育環境の整備といったものは、今回この計画の中では何もうたっていないような部分になるので、どこかに入ってくるのかなというところが疑問です。

(教育政策課長)

今のご指摘の点なのですけれども、実は、今回お話しした案の前に、事務局案として、柱1、確かな学力のところに、「グローバル化社会、情報化社会を生きる力の育成」というような項目を設けておりました。

ただ、この項目につきましては、あくまでもこういったことが求められるという時代背景を踏まえての内容になりますので、特段、別出しをすることではなくて、各施策の中に横断的に流れていくようなものではないかという議論がありまして、一旦、これについては削除したところです。ただ、今、教育長から指摘のありました情報化社会に向けての基盤整備のような項目につきましては、あくまでも、事務局案なのですけれども、やはり何か特出しをして載せておく必要があるのではないかというふうに、私どもも考えておりまして、今後、例えば方針4の教育環境の整備のようなところで位置付けを行う、もしくは、そのソフトに関わる事柄については、柱1、確かな学力の部分で何らか施策もしくは事業として位置付けていくということを考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

(新倉教育長)

もう一つ、言わせていただくと、この計画にただ言葉が載っているわけではなくて、その端の部分の施策に対応する具体の事業というか、予算措置で行われる事業名がついていないと、この後、つながっていかないというふうに思っているのです。それが、例えば、令和4年度の事業なのか令和5年度の事業、令和6年度の事業と生んでいかないと、結局、この施策を達成させるための個別事業というものをどうリンクさせていくかということが次にあって、そこをうまく調整をしていただかないといけないかなと、そういう意見です。

報告事項（4）『教育委員会の点検・評価結果について』

(教育政策課長)

『教育委員会の点検・評価結果について』、ご説明いたします。

初めに、大変恐縮ですが、資料の訂正をお願いいたします。

資料の94ページをお開きください。

目標・施策に基づく関連事業の実施状況をお示しした表がございます。この集計に誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

表の右から2列目、1列目ですが、行動計画に対する実績として、学校教育編では、コロナを理由として計画と実績が異なったものとして71件、コロナ以外の理由のものを10件と記載しておりますが、それぞれ72件、9件が正しい数値となります。

あわせまして、一番下の合計欄も、コロナを理由としたものが106件、それ以外のものが13件とありますが、それぞれ107件、12件に修正をしていただきますようお願い申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、説明に入らせていただきます。

報告書の1ページにお戻りください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条において、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされています。

効果的な教育行政の推進及び市民の皆様への説明責任を果たしていくことを目的に、令和2年度事業対象の教育委員会点検・評価報告書を作成しましたので、ご報告いたします。

点検・評価は、教育振興基本計画第3期実施計画における重点課題に対応する主な事業を中心に、学校教育編と社会教育編に区分された各編の関連事業、目標指標に対する実績を基に行いました。

なお、客観性を確保するため、学識経験者からご意見をいただいています。

報告書は、(4)に記載の流れで作成し、公表いたします。報告書で掲げる課題、改善策、学識経験者の意見等を踏まえ、教育振興基本計画の進行管理や次年度以降の事業実施に生かしてまいります。

2ページをお開きください。

点検・評価に当たっては、報告書の作成段階から教育委員の意見を反映させるため、平成30年度から教育委員による点検・評価を会議形式により実施しています。

令和2年度までは特に課題となる3事業、4事業を抽出し、論点を絞って意見交換を行ってきましたが、令和3年度は、教育振興基本計画の第3期実施計画の最終年度に当たるため、現行計画期間の取組に対する検証に主眼を置き、意見交換を実施いたしました。今回は、8月19日に教育委員の皆様にご出席いただき、開催いたしました。ありがとうございました。

現行計画期間においては、記載のとおり6つの重点課題を掲げていて、それぞれの課題、学識経験者の意見及び教育委員の意見を記載しています。

16ページをお開きください。

重点課題に対応する主な事業ごとに行った点検・評価の報告書です。令和2年度の実施内容、評価及び課題、改善策を事業ごとに記載しています。

少し飛びまして、76ページをお開きください。

施策・事業を展開する上で参考とする指標について、実績値を記載しています。また、計画期間の達成状況に対する分析内容を記載しています。

94ページをお開きください。

目標・施策に基づく関連事業とその事業を実施するための行動計画の令和2年度の実施状況を記載しています。第2回実施計画には、学校教育編、社会教育編、合わせて137の事業、423の行動計画を位置づけていますが、そのうち、令和2年度において計画と実績が異なるものは、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を理由とするものが107、それ以外の理由によるものが12ありました。

コロナ以外の理由により計画と実績が異なるものについては、その理由を95ページ以降に記載しています。また、重点課題に対応する主な事業については、17ページから75ページの該当ページに記載しています。

104ページ以降には、参考資料として、教育委員会及び教育振興基本計画第3期実施計画の概要を添付しています。

点検・評価の詳細な対応の説明は割愛させていただきますが、以上が教育委員会点検・評価結果についてのご説明となります。よろしくお願いいたします。

(質問なし)

報告事項（5）『全国・関東大会結果報告について』

(保健体育課長)

全国・関東大会の結果を報告いたします。

資料をご覧ください。

初めに、全国・関東中学校体育大会についてです。

1ページ上段をご覧ください。

全国中学校体育大会の結果を記載いたしました。

陸上競技において、大津中学校が男子共通4×100メートルリレーで3位入賞を果たしました。また、水泳競技では、鴨居中学校2年生の二本木望来さんが女子100メートル背泳ぎ、同じく200メートル背泳ぎの2種目で、それぞれ2位入賞のすばらしい成績を収めました。

続いて、1ページ下段から3ページ上段にかけて、関東中学校体育大会の結果

を記載いたしましたので、ご覧ください。

陸上競技において、大津中学校が男子共通 4 × 100メートルリレーで 1 位、そのリレーメンバーである 3 年生の熊谷エグゼイヴィア叶海琉さんが男子共通 110メートルハードルで 2 位、久里浜中学校 2 年生のエゼアマカさんが女子 2 年 100メートルで 2 位になるなど、多くの選手が入賞を果たしました。

また、水泳競技においては、大津中学校が女子 4 × 100メートルメドレーリレーで 4 位、そのリレーメンバーでもある 2 年生の古賀華泳さんが女子 100メートルバタフライで 8 位に入賞するすばらしい成績を収めています。

次に、3 ページをご覧ください。

市立横須賀総合高等学校運動部の全国大会出場結果についてご報告いたします。

今年度は、定時制生徒が陸上競技と卓球にそれぞれ 1 名ずつ出場いたしました。結果は記載のとおりです。

続いて、市立横須賀総合高等学校文化部の全国大会結果についてご報告いたします。

全日制ワープロ検定部から全国パソコン技能競技大会に出場した 2 年次生の秋本煌介さんが佳良賞を受賞いたしました。

以上で報告を終わります。

(新倉教育長)

この資料のところで、まず、1 ページの全国大会なのですけれども、男子共通 110メートルの熊谷さんのところの結果として、決勝 (DQ、S 2) というのは、どういう賞になるのでしょうか。

(保健体育課長)

予選を通過して、決勝でスタートは切ったのですが、残念ながら全てのハードルを越えられなかったという理由で失格というふうなことで、公式な記録としてはこのように表記されるということでした。

(新倉教育長)

それから、3 ページの市立総合高等学校の全国パソコン、秋本さんの佳良賞というのはどういう賞か分かりますか。

(保健体育課長)

すみません、順位がつけられるということではないということまでは伺っているのですが、ほかにどのような賞があるのかというようなことも含めまして、

調べて報告いたします。

(学校教育部長)

このパソコンの佳良賞ですが、努力を評価していただいた賞というような形で、よくパソコンの技能習熟に努力したねというような意味合いの賞だというふうに聞いております。

(新倉教育長)

コロナの中で、なかなか活動ができない中でしたけれども、子どもたちも頑張ってくれて大変うれしいことだなと思います。

(理事者報告)

(支援教育課長)

先ほど、元木委員のほうからご質問がございました、令和4年度市立ろう学校高等部普通科の学力検査、受験区分Ⅰの人数ということでございましたが、こちらにつきましては、過去3年間を見ますと、令和2年度、こちら受験区分Ⅰ、聴覚障害の他にも障害を併せ有する方、こちらの部分で2名の方が受験に臨まれ、2名とも合格しております。

また、受験区分Ⅱの聴覚障害の方のほうでは、令和元年度はお一人、令和3年度もお一人志願されまして、どちらも合格しております。

(委員質問なし)

6 閉会及び散会の時刻

令和3年9月9日(木) 午後3時22分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡